

## 越前おおの住宅取得応援事業補助金交付要綱

(平成23年3月28日告示第50号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市（以下「市」という。）における定住を促進するため、越前おおの住宅取得応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 城下町地区 大野市都市再生整備計画に掲げる越前おおの城下町地区をいう。
- (2) 基準日 平成22年4月1日とする。
- (3) 転入者 基準日に市に住民登録又は外国人登録されていなかった者（転入日が基準日から平成26年3月31日までに市に転入した者をいう。）。ただし、就職若しくは就学等のために基準日前に転入した者で、その所属する長等の証明を受けることができる者も含むものとする。
- (4) 転入日 転入者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、住民票に記載された住民となった日又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により、外国人登録原票に記載された住所を定めた日とする。
- (5) 在住者 市に住所を有し申請時において40歳以下の者とする。
- (6) リフォーム 取得した中古住宅に対して、市内の業者（市内に主となる事業所若しくは本店を有する法人又は個人事業者をいう。以下同じ。）が施工した増築、改築、改装、修繕等の工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金を受ける者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも適合する者とする。

- (1) 定住する意思を持って自らが居住する新築住宅又は中古住宅（店舗併用住宅を含む。以下同じ。）を取得した者で、在住者又は転入者。
- (2) 取得した住宅に係る固定資産税の納税義務者であること。
- (3) 大野市税に滞納金がない者であること。

(4) 城下町おおの定住促進事業補助金交付要綱（平成17年告示第67号）に定める補助金の補助対象者でないこと。

(5) 越前おおの定住促進事業補助金交付要綱（平成20年告示第57号）に定める補助金の補助対象者でないこと。

（中古住宅取得に係る要件）

第4条 中古住宅取得に係る対象者は、次に掲げる要件のいずれにも適合する者とする。

(1) 昭和56年5月31日以前に建築され、又は着工された住宅については、住宅取得時又はリフォーム完了時に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条第3項第1号に基づき国土交通省が定める基準（以下「耐震基準」という。）又は同等の耐震基準に適合していること。

(2) 3親等内の親族以外の者から購入した住宅であること。

（在住者の住宅取得に係る要件）

第5条 在住者が取得した住宅については、住宅取得に関する契約書の契約日が平成23年4月1日以降であること。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 市内の業者が施工した新築住宅を取得した場合 住宅取得価格（取引に係る消費税及び地方消費税額を含む。以下同じ。）に20分の1を乗じて得た額以内とし、千円に満たない額は、これを切り捨てるものとする（補助金の上限は、城下町地区の区域内においては100万円、それ以外の区域においては50万円とする。）。

(2) 市外の業者（前号の市内の業者以外の者をいう。）が施工した新築住宅を取得した場合 住宅取得価格に20分の1を乗じて得た額以内とし、千円に満たない額は、これを切り捨てるものとする（補助金の上限は、城下町地区の区域内においては50万円、それ以外の区域においては25万円とする。）。

(3) 中古住宅を取得した場合 住宅取得価格に10分の1を乗じて得た額以内とし、千円に満たない額は、これを切り捨てるものとする（補助金の上限は、城下町地区の区域内においては50万円、それ以外の区域においては25万円とする。）。

(4) 前号の住宅を取得してから1年以内にリフォームした場合 当該工事費（取引に係る消費税及び地方消費税額を含む。以下同じ。）が10万円以上の場合において、当該工事費の10分の1を乗じて得た額以内とし、千円に満たない額は、これを切り捨てるものとする。ただし、店舗併用住宅の場合において、店舗の用に供する部分是对象としない。（補助金の上限は、城下町地区の区域内においては50万円、それ以外の区域においては25万円とする。）。

2 補助金の交付は、1人1回に限るものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅を取得又はリフォームが完了してから1年以内に越前おおの住宅取得応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯構成員すべての住民票の謄本又は外国人登録原票記載事項証明書
- (2) 住宅取得に関する契約書の写し
- (3) 住宅取得代金支払領収書の写し
- (4) 住宅の登記簿の写し
- (5) 住宅の位置図
- (6) 住宅の完成時又は取得時の写真
- (7) 大野市税納税証明書
- (8) 誓約書（様式第2号）
- (9) 就職又は就学に関する証明書（基準日以前に転入した場合に限る。様式第3号）
- (10) リフォームに関する契約書の写し
- (11) リフォーム代金支払領収書の写し
- (12) リフォーム対象部分の工事前及び工事後の写真
- (13) 耐震性を有していることを証明できる書類等（第4条第1項第1号に該当する住宅の場合に限る。）

（交付決定）

第8条 市長は、前条の申請書を受領し、補助金を交付することが適当と認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、当該申請者に越前おおの住宅取得応援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第9条 補助金の交付決定を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、転入日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、越前おおの住宅取得応援事業補助金交付請求書(様式第5号)に補助金交付決定通知書の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の請求を受けた場合には、速やかに対象者に対して支払うものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者の申請内容等に不正の事実があると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(越前おおの定住促進事業補助金交付要綱の廃止)

2 越前おおの定住促進事業補助金交付要綱(平成20年告示第57号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に越前おおの定住促進事業交付要綱の規定によりなされた補助決定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

(有効期限)

4 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

5 この要綱の規定によりなされた補助金の交付決定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。